

## 外国人対応消防指導教材映画『To Save Lives』貸出規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、貴消防本部（局）又は貴消防学校等（以下、「貴機関」という。）が上越地域消防局（以下、「当局」という。）から外国人対応消防指導教材映画『To Save Lives』（以下、「映画」という。）の貸出を受け、使用する際に必要な事項を定める。

(映画の目的)

第2条 映画は、主として訪日外国人が利用する宿泊施設、公共施設等の自衛消防体制を強化することを目的とする。

(貸出の対象者)

第3条 映画は、当局が認める依頼者に貸し出す。

(貸出方法)

第4条 貴機関は映画の借用依頼文とともに2枚のDVD-Rを当局予防課に送付すること。当局は当該DVD-Rに和・英字幕版の映画をそれぞれ記録し、着払いで貴機関に返送する。

(運用方法)

第5条 映画は当局の著作物として、以下の各号を遵守する限り、貴機関に無期限で貸与する。

(1) 映画は、いかなる時も貴機関の職員立会の下で再生・上映すること。

(2) リッピングを含め、映画の複製に類するいかなる行為も行わないこと。

(3) 映画を記録したDVDの転貸、賃貸、販売を行わないこと。

(4) 映画内の一切の映像・音声について、加工に類するいかなる行為も行わないこと。

(5) 映画内の一切の映像・音声について、メディアへの提供、印刷物への掲載等、二次的利用をする場合は、当局予防課に連絡すること。

(アンケート)

第6条 貴機関は、映画の借用から2か月以内に、当局予防課に対し、以下の項目について任意の様式でアンケートに答えること。

(1) 貴機関における映画の視聴者数及び感想（消防職員分）

(2) 貴機関管内における映画の視聴者数及び感想（一般市民分）

(3) 既に実施した映画の活用方法及び今後の予定

(4) 映画によって期待される効果

(その他)

第7条 本規程に反することが認められた場合は、厳正に対処する。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。